

議案第 12 号

市川市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

市川市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 23 年 9 月 2 日提出

市川市長 大久保 博

市川市条例第 号

市川市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

市川市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 49 年条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 1 号中「維持していた遺族」の次に「(兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。)」を加え、同項に次の 1 号を加える。

- (3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 4 条第 1 項の規定は、平成 23 年 3 月 11 日以後に生じた災害により死亡した市民に係る災害弔慰金の支給について適用する。

理 由

災害弔慰金の支給等に関する法律の改正により災害弔慰金の支給対象となる遺族に兄弟姉妹が加えられたことに伴い、兄弟姉妹に災害弔慰金を支給する場合の順位を定める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。